

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第二十九号

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条」を「第四十九条の二」に改める。

第四条中「に係る」の下に「法第八条第二十四項に規定する」を加える。

第八条第一項中「提供する者」の下に「（以下「居宅介護支援事業者等」という。）」を加える。

第十八条第二項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第二十三条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、条例第一百二十二条第二項に規定する指定居宅介護支援事業所（以下単に「指定居宅介護支援事業所」という。）の介護支援専門員又は法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者（以下単に「居宅要介護被保険者」という。）に対して、利用者に必要のないサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第三十六条及び第三十八条中「及び第二十条」を「、第二十号から第二十三号まで及び第二十四条」に改める。

第四十条中「、第二十条から」の下に「第二十三号まで、第二十四号から」を加え、「及び第二十条」を「、第二十

条から第二十三条まで及び第二十四条」に改める。

第四十三条第一項中「その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「等」に改める。

第四十九条中「第二十条から」の下に「第二十三条まで、第二十四条から」を加える。

第五章中第五十条の前に次の一条を加える。

(従業者)

第四十九条の二 条例第五十二条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一人以上の員数を置くこと。

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一人以上置くこと。

第五十五条第一号(二)中「看護職員(以下この章において単に「看護職員」という。)同条に規定する」を削り、同条第三号を削る。

第五十七条第一項第一号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第三項を削る。

第六十八条及び第八十三条中「第二十二条から」を「第二十二條、第二十三條、第二十四条から」に、「及び第二十条」を、「第二十條から第二十三條まで及び第二十四條」に改める。

第八十五条中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第九十五条第二項中「その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「等」に改める。

第一百七七条中「第二十二条から」を「第二十二條、第二十三條、第二十四條から」に、「及び第二十条」を、「第二十條から第二十三條まで及び第二十四條」に改める。

第一百九条中「第二十二条から」を「第二十二條、第二十三條、第二十四條から」に、「及び第二十條」を、「第二十條から第二十三條まで及び第二十四條」に改め、「から第六号までの規定」を削り、「」とあるのは「第一百九條」

を「において準用する第十二条第二項」とあるのは「第十二条第二項」と、同条第四号中「次条において準用する第十条七条」とあるのは「第十七条」と、同条第五号中「次条において準用する第二十五条第二項」とあるのは「第二十五条第二項」と、同条第六号中「次条において準用する第二十七条第一項」とあるのは「第二十七条第一項」に改める。

第二百二十条第一項に次の一号を加える。

五 秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例（平成三十年秋田県条例第 号）第二条第一項に規定する介護医療院（以下この節において単に「介護医療院」という。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第二百二十条第二項に次の一号を加える。

五 前項第五号に規定する指定短期入所療養介護事業所 利用者を介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上置くこと。

第二百二十一条第一項第四号中「、食堂」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備

第三百三十三条に次の一号を加える。

四 秋田県介護医療院の施設に関する基準を定める条例第四条第一項に規定するユニット型介護医療院（以下この節において単に「ユニット型介護医療院」という。）であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備

第四百一条第七項中「のうち一人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。
第四百十八条に次の一項を加える。

2 条例第百五十五条第五項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 条例第百八条第三項に規定する身体的拘束等（以下単に「身体的拘束等」という。）の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第百五十八条及び第百六十四条中「第二十二条から」を「第二十二條、第二十三條、第二十四條から」に、「及び第二十條」を「第二十條から第二十三條まで及び第二十四條」に改める。

第百六十八条第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第百六十九条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第百七十五条及び第百七十七条中「第二十三條」の下に「、第二十四條」を加え、「及び第二十條」を「第二十條から第二十三條まで及び第二十四條」に改める。

第百八十五条中「第二十三條」の下に「、第二十四條」を、「利用者」との下に「、第二十一條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加え、「及び第二十條」を「第二十條から第二十三條まで及び第二十四條」に改める。

附則に次の五項を加える。

（条例附則第二十五項の施設）

21 条例附則第二十五項の規則で定める施設は、診療所とする。

(療養病床等を有する病院等に関する経過措置)

22 第四百十一条第一項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院及び当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員及び計画作成担当者の配置は、その員数が、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数となるように行わなければならない。

23 第四百十二条第二項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に便所を置かないことができる。

24 第五百十九条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の配置は、その員数が、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数となるように行わなければならない。

25 第六十条第二項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定

施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に便所及び食堂を置かないことができる。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第六十八條第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一條第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成三十年秋田県条例第十九号）による改正前の秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十六号）第五十九條に規定する指定居宅療養管理指導のうち、同條に規定する看護職員が行うものについては、この規則による改正前の秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第五十五條及び第五十七條第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。